

横手市中小企業活性化支援事業 (中小企業人財育成支援事業費補助金) の概要

横手市内の産業の持続的発展のために、市内中小企業者等が自社の従業員に対して行う資格取得支援等に係る費用の一部を補助します。

令和4年4月 商工労働課

項目	内 容
補助対象者	<p>次に掲げる要件を全て満たしている事業者が対象となります。</p> <p>(1) 市内に事業所を有する中小企業基本法で定める中小企業者（農林漁業を営む者を除く）</p> <p>(2) 納期の到来した市税を完納している者</p> <p>(3) 業務内容が公序良俗に反する等、社会通念上、補助金交付の対象としてふさわしくないと判断される者でないこと</p> <p>(4) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者でないこと。</p> <p>(5) 反社会的勢力と関係を有しない者</p> <p>(6) 宗教、政治団体でないこと</p> <p>(7) その他市長が本補助金の趣旨、目的に照らして適当でないと判断する事業者でないこと。</p>
補助対象経費	<p>■対象経費</p> <p>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間に[※]資格を取得し、自社の業務に活用できる次に掲げる①または②の資格取得にかかる受講料（受講に必要なテキスト代も可）、受験料、登録料など、取得のために<u>直接要する経費</u>であって、事業者がその経費を負担または従業員へ助成している金額。 ※受講・受験後に資格の取得ができなかった場合は補助対象外となります。</p> <p>■対象となる資格</p> <p>① 教育訓練給付制度において厚生労働大臣が指定する講座で取得可能な国家資格および公的資格 ※対象となる資格は「教育訓練制度検索システム」で確認できます。</p> <p>② 技能検定 ※対象となる検定職種は「技能検定制度について(厚生労働省)」で確認できます。</p> <p>■上記以外の対象要件</p> <p>資格取得する個人事業主および従業員が市内事業所に主に勤務していて、申請日時点で60歳未満であること。</p> <p>■補助対象外経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得や受講に係る宿泊・交通費および模擬試験や参考書の購入費用などの間接的な経費。 ・学校教育法に基づく大学、大学院、高等専門学校、短期大学、専修学校の就学に係る費用 ・農林漁業に関連する研修や講習の受講および資格取得に関するもの
補助金額等	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の1/2以内（千円未満切捨て） ・年度内に補助金の上限額30万円に達するまで、3回以内の申請が可能。

提出書類	①補助金交付申請書、②市税納税証明書、③研修等の内容・費用がわかる資料（パンフレット、見積書など）、④補助対象となる職員の住所・年齢が確認できる書類の写し（運転免許証、健康保険証等）、⑤その他市長が必要と認める書類
募集期間	令和4年4月1日（金）から予算の範囲内で随時受け付けしております。

補助金申請から交付までの流れ

①申請、実績報告	<p>申請者⇒横手市役所商工労働課 資格取得及び、代金の支払いが完了しましたら、「補助金交付申請書兼実績報告書」に記入し、以下の必要な書類を添えて提出してください。</p> <p>【実績報告に必要な書類等】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 見積書及び領収書等振込の内容を証明するものの写し（宛名は申請者名と一致するようにしてください） ② 修了証及び免許証等の成果を証明するものの写し ③ その他市長が必要と認める書類 <p>担当が内容を確認しますので、できるだけ直接ご持参ください。 ※受付は土、日、祝日を除きます。</p>
②交付決定	<p>横手市役所商工労働課⇒申請者 書類審査により補助金の交付の可否を決定し、申請者に通知いたします。</p>
③補助金の交付	<p>実績報告書の内容を審査し、市に債権者登録している口座へ補助金を振り込みます。※市に債権者登録していない場合は、新規で登録していただくこととなります。</p>

当該補助金の概要及び申請書兼実績報告書等の書類については、横手市ホームページに掲載しております。以下のページ番号を、横手市ホームページの「ページ ID 検索欄」に入力するとご覧いただけます。

横手市中小企業活性化支援事業(中小企業人財育成支援事業費補助金)のページ番号：1004473